

○大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月28日条例第27号の2

改正

平成27年3月31日条例第49号

平成28年9月21日条例第21号

平成30年6月27日条例第4号

平成31年3月28日条例第29号

令和3年3月31日条例第45号

令和6年3月27日条例第37号

大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定地域密着型サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項（第3条・第4条）

第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第5条—第11条）

第3章の2 共生型地域密着型サービスに関する基準（第11条の2—第11条の5）

第4章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第12条—第15条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、共生型地域密着型サービスに関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第2章 指定地域密着型サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第3条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者の資格)

第4条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の2の2第1項の規定により適用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員が役員となっている法人
- (3) 当該法人又はその役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する法人を除く。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている法人
- (3) 当該法人又はその役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(通則)

第5条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

(一般原則)

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場

に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第7条 指定地域密着型サービス事業者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定夜間対応型訪問介護事業者を除く。次項において同じ。）は、火災、風水害、地震等の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定地域密着型通所介護等の事業を行う者の地域との連携等)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（次項において「地域包括支援センター」という。）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び次項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護（以下この条において「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業を行う者は、指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、当該指定地域密着型通所介護等の事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護等の各サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、次の各号に掲げる指定地域密着型通所介護等の事業の区分に応じ当該各号に定める回数以上、運営推進会議に対し活動状況（指定小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護にあっては、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況）を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（1） 指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）及び指定認知症対応型通所介護 6
月に1回

（2） 指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。） 12月に1回

（3） 指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護 2月に1回

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定地域密着型通所介護等の事業を行う者は、第1項又は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表するとともに、当該記録のうち報告に係るものについては市に提出しなければならない。

4 指定地域密着型通所介護等の事業を行う者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携又は協力その他の地域との交流を図らなければならない。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定地域密着型通所介護等の事業を行う者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事

業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

- 7 指定夜間対応型訪問介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備等)

第9条 指定地域密着型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、前項に掲げるもののほか、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関して、次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる記録 サービスの提供に係る保険給付の支払の日から5年間

(2) 別表第2に掲げる記録 当該記録の完結の日から2年間

(暴力団等の排除)

第10条 指定地域密着型サービス事業者が指定地域密着型サービスの事業を行う事業所に置く従業者は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団及び暴力団員の関与を受けてはならない。

(その他の基準)

第11条 前5条に定めるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第78条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第3章の2 共生型地域密着型サービスに関する基準

(通則)

第11条の2 法第78条の2の2第1項第1号及び第2号に規定する条例で定める共生型地域密着型サービスに関する基準は、この章の定めるところによる。

(一般原則)

第11条の3 共生型地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 共生型地域密着型サービス事業者は、共生型地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 共生型地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 共生型地域密着型サービス事業者は、共生型地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(準用)

第11条の4 第7条、第8条第2項(各号列記以外の部分に限る。)、第3項から第5項まで及び第7項、第9条並びに第10条の規定は、共生型地域密着型通所介護事業者について準用する。この場合において、第8条第2項各号列記以外の部分中「指定地域密着型通所介護等の提供」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供」と、「当該指定地域密着型通所介護等の事業所」とあるのは「当該共生型地域密着型通所介護事業所」と、「指定地域密着型通所介護等の各サービス」とあるのは「共生型地域密着型通所介護」と、「次の各号に掲げる指定地域密着型通所介護等の事業の区分に応じ当該各号に定める回数」とあるのは「6月に1回」と、「活動状況(指定小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護にあつては、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況)」とあるのは「活動状況」と、同条第3項中「第1項又は前項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定地域密着型通所介護等に」とあるのは「共生型地域密着型通所介護に」と、同条第7項中「指定夜間対応型訪問介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所」と、「指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」とあるのは「共生型地域密着型通所介護」と、第9条第2項各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の」と、同項第1号中「別表第1」と

あるのは「別表第3」と、同項第2号中「別表第2」とあるのは「別表第4」と、第10条第1項中「指定地域密着型サービスの事業を行う事業所」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第11条の5 前2条に定めるものを除くほか、共生型地域密着型サービスに関する基準は、法第78条の2の2第2項第1号及び第2号の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第4章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通則)

第12条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この章の定めるところによる。

(一般原則)

第13条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(準用)

第14条 第7条、第8条第2項（各号列記以外の部分に限る。）及び第3項から第5項まで、第9条並びに第10条の規定は、指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、第8条第2項各号列記以外の部分中「、指定地域密着型通所介護等」とあるのは「、指定地域密着型介護予防サービス」と、「当該指定地域密着型通所介護等」とあるのは「当該指

定地域密着型介護予防サービス」と、「次の各号に掲げる指定地域密着型通所介護等の事業の区分に応じ当該各号に定める回数」とあるのは「２月に１回（指定介護予防認知症対応型通所介護にあっては、６月に１回）」と、「指定小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」と、同条第３項中「第１項又は前項」とあるのは「前項」と、同条第５項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定地域密着型通所介護等に」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスに」と、第９条第２項各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの」と、同項第１号中「別表第１」とあるのは「別表第５」と、同項第２号中「別表第２」とあるのは「別表第６」と、第１０条第１項中「指定地域密着型サービスの」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの」と読み替えるものとする。

- ２ 第８条第７項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者について準用する。この場合において、同項中「指定夜間対応型訪問介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」と、「指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」と読み替えるものとする。

（その他の基準）

第15条 前２条に定めるものを除くほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、法第115条の14第３項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

付 則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

付 則（平成27年３月31日条例第49号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

付 則（平成28年９月21日条例第21号）

この条例は、平成28年10月１日から施行する。

付 則（平成30年６月27日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年３月28日条例第29号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日条例第45号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第3項、第11条の3第3項及び第13条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

付 則（令和6年3月27日条例第37号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

項	サービスの種類	記録
1	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。）	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 主治の医師による指示の文書 (4) 訪問看護報告書 (5) その他保険給付に関する記録
2	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
3	指定夜間対応型訪問介護	(1) 夜間対応型訪問介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
4	指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）	(1) 地域密着型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
5	指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）	(1) 療養通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

		(3) その他保険給付に関する記録
6	指定認知症対応型通所介護	(1) 認知症対応型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
7	指定小規模多機能型居宅介護	(1) 居宅サービス計画 (2) 小規模多機能型居宅介護計画 (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) その他保険給付に関する記録
8	指定認知症対応型共同生活介護	(1) 認知症対応型共同生活介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
9	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	(1) 地域密着型特定施設サービス計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
10	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 地域密着型施設サービス計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
11	指定看護小規模多機能型居宅介護	(1) 居宅サービス計画 (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画 (3) 主治の医師による指示の文書 (4) 看護小規模多機能型居宅介護報告書 (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (6) その他保険給付に関する記録

別表第2（第9条関係）

項	サービスの種類	記録
1	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定認知症対応	(1) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録

	型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護	ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (3) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5) 第8条第3項に規定する記録
2	指定夜間対応型訪問介護	1の項(1)から(4)までに掲げる記録
3	指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護に限る。)	(1) 安全・サービス提供管理委員会における検討の結果についての記録 (2) 1の項(1)から(5)までに掲げる記録
4	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	(1) 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 (2) 1の項(1)から(5)までに掲げる記録

別表第3（第11条の4関係）

項	サービスの種類	記録
1	共生型地域密着型通所介護	(1) 地域密着型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録

別表第4（第11条の4関係）

項	サービスの種類	記録
1	共生型地域密着型通所介護	(1) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認め

		られるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (3) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5) 第11条の4において準用する第8条第3項に規定する記録
--	--	---

別表第5（第14条関係）

項	サービスの種類	記録
1	指定介護予防認知症対応型通所介護	(1) 介護予防認知症対応型通所介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録
2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画 (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) その他保険給付に関する記録
3	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) その他保険給付に関する記録

別表第6（第14条関係）

項	サービスの種類	記録
1	指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	(1) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

		イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (3) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5) 第14条第1項において準用する第8条第3項に規定する記録
--	--	--